

# 緊急自動車

## 【緊急自動車の要件】

- ・消防用自動車、救急自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。
- ①前方300mの距離から点灯を確認出来る赤色の警光灯を点滅させる。
- ②前方20mの距離から90～120デシベルで聞こえるサイレン音を鳴らす。  
※警鐘の使用は法令上の要件ではないが、引き返す途中には鐘または警笛を鳴らさなければならない。
- ③車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、救急自動車は白色とする。
  - ・普通車と同じく道路交通法で規制される。
  - ・緊急自動車として公安委員会が指定する。  
緊急自動車指定証・緊急自動車届出確認証は原本をその自動車に備え付けておかななくてはならない。
- ・普通免許取得後、2年経過すれば普通緊急車両を、3年を経過し、かつ21才以上であれば大・中・準中型緊急車両を運転できる。

## 【緊急自動車の駐車】

- ・駐車して活動中の緊急自動車は運転中のものではないが、都道府県公安委員会の規則で駐車禁止の規制の対象から除外されている。

## 【緊急自動車の法令上の特例】

- ・右側通行の特例
- ・停止義務免除の特例
- ・通行禁止道路通行の特例
- ・安全地帯・立ち入り禁止部分進入の特例
- ・キープレフトの原則除外の特例
- ・歩行者の側方通過時の安全間隔保持・徐行義務免除の特例
- ・車両通行帯に従わない通行の特例
- ・路線バス等優先通行帯通行の特例
- ・路外に出る場合の右左折の方法に従わない特例
- ・車両横断禁止標識・転回禁止標識等に従わない特例
- ・進路変更禁止場所での進路変更の特例
- ・二重追い越しの特例
- ・追い越し禁止場所での追い越しの特例
- ・交差点での右左折方法に従わない特例
- ・進行方向を指定した通行区分に従わない特例
- ・横断歩道接近時の減速義務免除の特例
- ・自転車横断帯接近時の減速義務免除の特例
- ・横断歩道およびその手前30m以内での追い抜き禁止除外の特例
- ・自転車横断帯およびその手前30m以内での追い抜き禁止除外の特例
- ・シートベルト装着緩和の特例
- ・交通事故を起こした場合の運転継続の特例
- ・本線車線での横断・転回・後退ができる特例
- ・加速車道を通行しないで本線車道に流入できる特例
- ・出口に接続する車線や減速車線を通行せず流出できる特例
- ・最高速度の特例(一般道路－80km/時 高速道路－100km/時)

# 緊急自動車

## 【緊急自動車の特例を設けていない規定】

- ・歩行者用道路での注意徐行義務
- ・歩道通行の禁止
- ・軌道敷内通行の禁止
- ・急ブレーキの禁止
- ・車間距離の保持
- ・左側追い越しの禁止
- ・割り込み運転の禁止
- ・横断歩道のない交差点での横断歩行者の保護義務
- ・徐行場所での徐行義務
- ・合図を行う義務および不要な合図の禁止
- ・警音器鳴らせの標識に従う義務
- ・安全運転の義務
- ・事故発生時の運転を停止する義務

## 【消防隊の緊急通行権】

- ・消防隊は火災の現場に到着するために緊急の必要がある時は①一般交通の用に供しない通路※1、②公共の用に供しない空地※2、③水面※3を通行することができる。

※1 屋敷内の通路等 ※2 私有の空地等 ※3 私有の池・泉・湖沼等・供用を停止している公有の水面

## 【出動順路の留意事項】

- ・火災現場までが最短経路であること。
- ・経路中に直近水利があること。
- ・走行しやすい道路であること。
- ・道路工事・交通渋滞等の障害がないこと。
- ・他隊と進入方向が競合しないこと。
- ・部署位置を後着隊の障害とならない位置にとれること。